

**鎌倉市人流データ等可視化業務
公募型プロポーザル実施要領**

1 公募型プロポーザル実施の目的

本プロポーザルは、「鎌倉市人流データ等可視化業務」の受注者を選定するに当たり、本市の特性等を十分に理解し、最も適切な企画提案をした者を当該業務の最優秀提案者(優先交渉権者)として選定することを目的とします。

2 業務の概要

(1) 業務名称

鎌倉市人流データ等可視化業務

(2) 委託事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

(3) 業務の目的・内容

別紙仕様書のとおり

(4) 履行期限

令和4年(2022年)5月31日

(5) 事業費限度額

13,065,030円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

(6) 支払条件

業務完了後一括して支払うこととします。

3 担当課

鎌倉市市民防災部大河ドラマ担当(担当:高橋、門田)

所在地 〒248-8686 鎌倉市御成町18-10

電話:0467-23-3000(内線 2398)

メールアドレス: taiga@city.kamakura.kanagawa.jp

4 参加資格

本プロポーザルに参加し、最優秀提案者(優先交渉権者)となるためには、参加申込書提出日から契約締結の日までの全期間において、次に掲げる条件を全て満たすものとします。

- (1) 令和3年度鎌倉市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及同条第2項の規定に基づく鎌倉市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) このプロポーザル方式実施の公告の日から委託業務契約締結の日までの間のいずれの日にも

においても、鎌倉市入札指名停止等取扱基準の規定に基づく指名停止期間中でないこと。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。)でないこと。
- (5) 鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月条例第11号)第2条第2号、第4号又は第5号に該当しないこと。
- (6) 神奈川県若しくは東京都内に本社又は支社を有する、若しくは鎌倉市内に受任地を有すること。
- (7) 平成29年度から令和3年度に、一定の広域な場所において人流データを取得し、WEB サイト等にて情報発信する業務を実施した実績があること。
- (8) 契約期間中の業務は、原則として、プロポーザル提案を作成したスタッフと同一のスタッフが担当すること。

5 共同企業体の場合の参加資格等

- (1) 共同企業体で提案を行う場合には、次の事項に留意すること。
- (2) 必ず幹事会社を決め、全提案者の代表者名を記載し、それぞれの代表者印を押した参加申込書(様式1-2号)を提出すること。その際、幹事会社の印は契約時に使用するものと同一とすること。
- (3) 単体で参加申し込みをした企業が共同企業体の構成員になること及び2以上の共同企業体の構成員になることはできないものとする。
- (4) 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

6 選考スケジュール

公募期間	令和4年(2022年)1月13日から 令和4年(2022年)1月31日まで
実施要領の公表	令和4年(2022年)1月13日
質問の受付	令和4年(2022年)1月18日午後5時まで
質問への回答 (本市ホームページに掲載)	令和4年(2022年)1月24日(予定)
参加申込書の提出	令和4年(2022年)1月24日午後5時まで
参加資格の審査・通知	令和4年(2022年)1月28日まで(予定)
企画提案書等の提出(持参)	令和4年(2022年)1月26日午前9時から 令和4年(2022年)1月31日午後5時まで
プレゼンテーション	令和4年(2022年)2月3日(予定)
優先交渉権者の選定・結果通知	令和4年(2022年)2月中旬(予定)
契約	令和4年(2022年)2月下旬(予定)

7 参加申込

本プロポーザルに参加する場合は、公募型プロポーザル参加申込書(様式1-1または様式1

ー2)、業務経歴書(様式2)及び契約書の写し、実施体制・配置予定者調書(管理責任者・担当者)(様式5)を提出してください。提出がない場合、本プロポーザルへの参加は認められません。なお、複数の事業者が共同して応募する場合は、代表事業者を1者選定してください。

(1) 受付期間

公表から令和4年(2022年)1月24日(月)午後5時まで

(2) 提出方法

様式1ー1又は様式1ー2、様式2、様式5に必要事項を記入し、契約書の写し等(PDF等)とともに電子メールに添付して市民防災部大河ドラマ担当へ提出してください。電子メールの表題は「鎌倉市人流データ等可視化プロポ参加申込み(事業者名)」としてください。メール送信後、大河ドラマ担当に受信確認の電話をしてください。

なお、送信する電子メール及び電子メールに添付する電子ファイルは、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理(以下「コンピュータウイルス対策処理」という。)を実施の上、送信してください。

(3) 参加資格の審査

提出資料を基に参加資格の審査を行い、令和4年(2022年)1月28日(金)までに参加資格の審査結果について、参加申込みをしていただいた全ての事業者へ電子メールで通知する予定です。

参加資格を有すると確認できた事業者(以下「参加事業者」という。)には、企画提案書等のプレゼンテーションを行っていただきます。

8 質問の受付

本プロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票(様式3)(以下「様式3」という。)」を提出してください。

(1) 受付期間

公表から令和4年(2022年)1月18日(火)午後5時まで

(2) 提出方法

「様式3」に必要事項を記入し、電子メールに添付して大河ドラマ担当へ提出してください。電子メールの表題は「鎌倉市人流データ等可視化プロポに関する質問(事業者名)」としてください。メール送信後、大河ドラマ担当に受信確認の電話をしてください。電子メール以外での質問(電話での問い合わせ等)については回答いたしません。送信する電子メール及び電子メールに添付する電子ファイルは、コンピュータウイルス対策処理を実施の上、送信してください。

(3) 回答

質問及びその回答の内容は、令和4年(2022年)1月24日(月)までに本市ホームページ上に公表するとともに、公表した旨について、「様式3」の提出及び公表時点で参加申込みをしていただいたすべての事業者へ電子メールで通知する予定です。

9 企画提案書等の提出

参加事業者は、以下のとおり選考に必要な書類(以下「提出書類」という。)を持参又は郵送(必着)により、大河ドラマ担当へ提出してください。

(1) 提出期間

令和4年(2022年)1月25日(火)から同年1月31日(月)までの休日を除く午前9時から午後5時まで

(2) 提出書類

提出書類は次の表のとおりです。

なお、提出資料については、注意事項及び提出部数をよく確認し、過不足なく提出してください。

	提出書類	注意事項	提出部数
①	公募型プロポーザル参加届出書兼誓約書	指定様式による(様式4) ※代表者印を押印すること	1部
②	提案書 A4、20頁以内の任意書式で右記【記載内容】を含む提案書を作成する ※パワーポイント、ワード、エクセル等を用いること	仕様書の業務内容に基づき、以下を参考に提示すること。 【記載内容】 ・実施体制 ・企業の実績 ・企業の信用 ・人流データの取得・分析手法 ・特設 WEB サイトの作成 ・特設 WEB サイトの付加的提案(提案がある場合)※ ・特設 WEB サイトの周知方法 ・特設ページの保守・運用・更新 また提案内容のほか、 a 見積金額①(本業務)(令和4年5月31日までに係る経費の全て) b 見積金額②(保守・運用・更新)(令和4年6月1日以降令和5年3月31日の経費の全て) c 見積金額積算根拠(①及び②の内訳書) d 業務工程表 を提案書の末尾に含めること。なお、上記の a から d の4点は20頁の制限に含まない。	9部
③	実施体制・配置予定者調書(管理責任者・担当者)	指定様式による(様式5)	9部
④	見積書(任意書式による)	・項目は仕様書の業務内容と整合させること ・算出内訳を記載すること ・見積金額①(本業務)は事業費上限額以内とすること ・見積金額②(保守・運用・更新)は仕様書6(3)オを参考とすること ・代表者印を押印すること	2部
⑤	その他(任意書式による)	・管理責任者等が有する資格を証明する書類の写し ・会社概要等のパンフレット	2部

※ 特設 WEB サイトの付加的提案を検討する際は、以下を参考にすることができます。

【カメラ映像】

鎌倉市では国土交通省と鎌倉地域の交通状況について、観光渋滞対策実験に取り組んでおり、令和4年度以降、カメラ映像及びリアルタイムの交通量の提供を検討しています。

(参考)第3回 鎌倉エリア観光渋滞対策実験協議会 資料1 3頁・4頁
<https://www.ktr.mlit.go.jp/yokohama/yokokoku00062.html>

【地域BWA】

地域BWAは市町村において地域の公共サービス向上等に資する高速データ通信を行うサービスです。原則として地域BWA事業者は、免許申請時に、地域の公共の福祉の増進に寄与する具体的なサービス計画とともに、その根拠となる「免許主体と市町村長との間で締結された協定等」が求められます

(参考)総務省電波利用ホームページ

https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/system/ml/area_bwa/

その他の注意事項

- ・ プレゼンテーション及び採点は匿名で実施しますので、②、③の提出資料へは、事業者名や、事業者が特定できるような記述を行わないようにしてください。
- ・ ②提案書については、選定基準の評価項目(大項目・中項目)ごと、要点を簡潔にまとめ、概略がわかるものとしてください。
- ・ ②、③の提出資料は、記載の順番にひとつにまとめて提出してください。

10 選考方法

(1) 選考手順

市が設置する審査会において、参加事業者ごとに、別紙「審査基準」に基づいて評価及び選考を行います。選考に当たっては最低基準を設け、最低基準を満たした者のうち、得点が最も高かった者(以下「最高得点者」という。)を最優秀提案者(優先交渉権者)として決定し、次に得点の高かった者を、次点の事業者として決定します。最高得点者が複数の場合は、見積額がより廉価であった事業者を最優秀提案者(優先交渉権者)とし、更に見積額が同額であった場合は、審査会の投票で決定します。なお、参加事業者が1者の場合も選考を行います。

審査の結果、最低基準の点数を上回る参加事業者がいなかった場合、本プロポーザルにおいては契約を行わないものとします。

(2) 選考における審査基準

別添「鎌倉市人流データ等可視化業務審査基準」のとおり

(3) プレゼンテーション実施日

令和4年(2022年)2月3日(木)を予定しています。

(変更になる場合、提出書類の提出期限までに参加事業者ご連絡するものとします。)

(4) プレゼンテーション会場等

新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、対面又はオンラインのいずれかの実施とし、詳細は決定次第別途連絡します。

(5) プレゼンテーション出席者

3名以内とし、プレゼンテーション(質疑応答含む。)は実際に業務に従事する担当者が必ず行ってください。なお、担当者の所属する事業者以外が担う予定の専門分野に関する質疑については、この限りではありません。

(6) プレゼンテーション審査内容

約20分のプレゼンテーションの後、提出書類の内容等に関する質疑応答(約30分)を行う予定です。

なお、パワーポイント資料による映写によるプレゼンテーションをご希望する場合、1月31日(月)まで大河ドラマ担当へ連絡ください。

なお、参加事業者ごとの開始時間等は別途連絡します。

また、プレゼンテーションの場において、参加事業者名が特定可能となるような表現はしないでください。

(7) その他

審査会での選考は非公開とします。

11 契約の締結

本業務の最優秀提案者(優先交渉権者)に選定された参加事業者には、令和4年(2022年)2月中旬に連絡する予定です。最優秀提案者(優先交渉権者)に選定された参加事業者は、本市と協議の上で、契約に必要な書類を揃え、契約を締結するものとします。協議に必要な資料については、最優秀提案者(優先交渉権者)が作成するものとします。

なお、最優秀提案者(優先交渉権者)が何らかの理由により契約を行うことができなかった場合、次点の事業者を優先交渉権者とします。

12 結果の公表

選考結果については、令和4年(2022年)2月中旬にすべての参加事業者宛てに電子メールで通知するとともに、契約締結後に本市ホームページで公表する予定です。

(1) 最優秀提案者及び契約の相手方に係る次の事項

ア 評価点(各配点合計)

イ 提案金額

ウ 契約金額

(2) 全提案者の名称(申込順)

(3) 全提案者の評価点合計(得点順)

(4) 最優秀提案者の選定理由(講評ポイント等)

(5) 審査会委員の氏名及び選任理由

(6) その他(最優秀提案者と契約の相手方が異なる場合は、その理由)

13 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

(1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合

(2) 提出書類が期限までに提出されなかった場合

- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が事業費限度額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査会会長が失格であると認めた場合

14 その他留意事項

- (1) 手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用は全て参加事業者の負担とします。
- (3) 提出書類の提出後の修正、変更及び追加は一切認めません。
- (4) 選定された企画提案書類等の内容を基に、協議の上、仕様書、スケジュール等を確定します。
- (5) 実施体制・配置予定者調書(様式5)に記載する管理責任者及び担当者(以下「管理責任者等」という。)は、本プロポーザル実施の公表日以前に、参加事業者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとします。また、本市と契約を締結する事業者は予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については死亡、傷病、退職等のようなやむを得ない場合を除き、これを認めないものとします。
- (6) 本市と契約を締結する事業者は、提出書類の業務工程表に記載する内容を基に本市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、本市の承諾なく業務工程の変更はできないものとします。
- (7) 提出書類の著作権は参加事業者に帰属します。ただし、本市が本プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、参加事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (8) 提出された書類は返却しません。
- (9) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、鎌倉市情報公開条例(平成13年9月条例第4号)に基づき提出書類を公開することがあります。
- (10) 「参加申込み」の後に、辞退する場合は、辞退届(任意書式)を提出するものとします。
- (11) 実施要領に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、鎌倉市財務規則(平成7年規則第34号)等関係法令等の定めるところによります。